

3. 避難所の運営体制の見直しについて

3.1 避難所の運営体制について

平成30年度第1回八潮市防災会議で示したとおり、市職員だけで避難所運営をすべて遂行することは困難です。

このため、本市では、被災自治体や先進事例を参考に、避難所の開設までの重要な部分を市職員が主として行い、避難所の運営は、避難者による自主運営を基本とし、自主防災組織に協力をお願いする考えです。

これらを踏まえ、避難所の開設と運営について、ワーキンググループ会議を行い、検討を行いました。



【ワーキンググループにおける主な意見と現状の課題】

- ① 速やかに避難所を開設するため、「避難所開設職員」を指定することが望ましい。
- ② 早期に避難所の安全点検を実施し、二次被害の防止を図る必要がある。

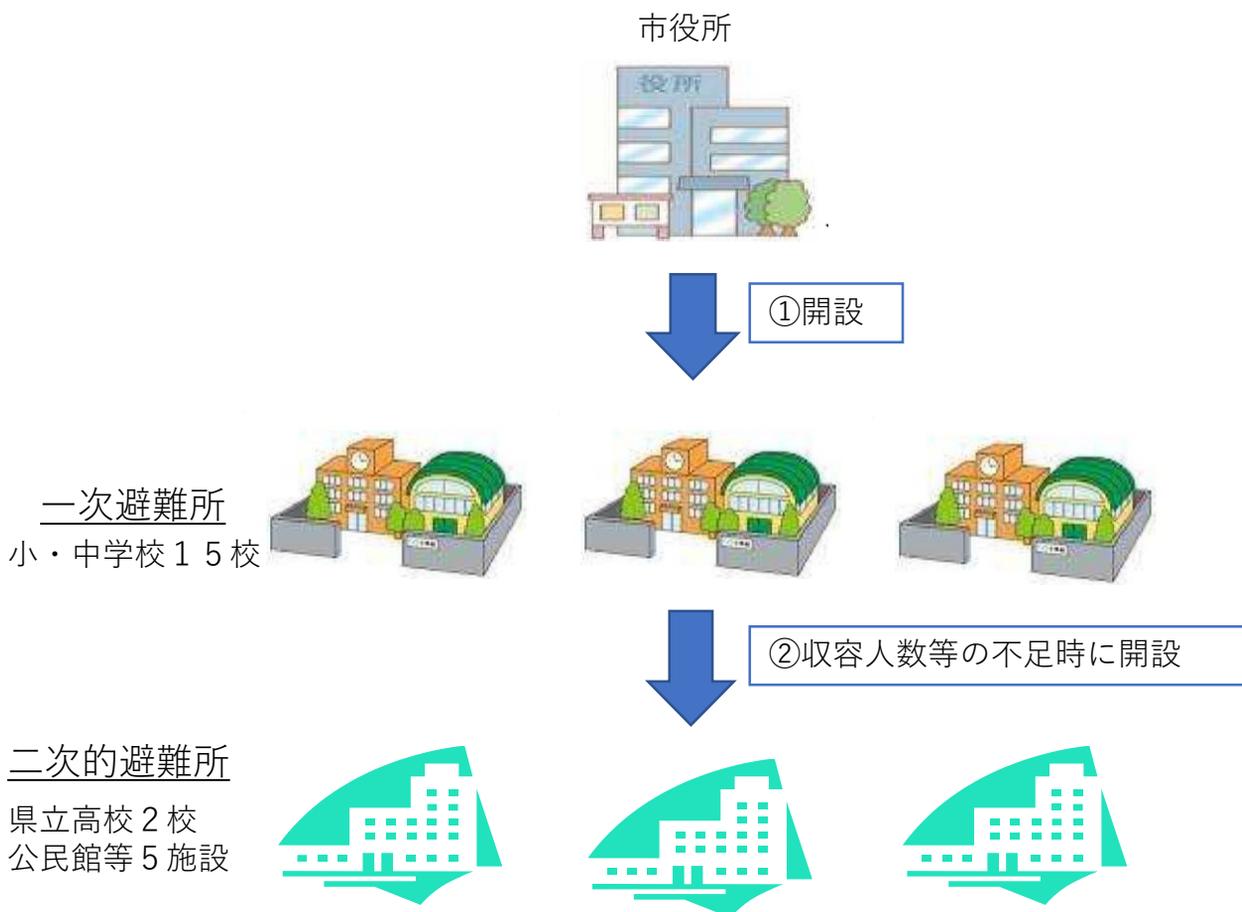
3.2 今後の検討事項

発災直後において、市は、避難者の円滑な避難に資するため、避難所の安全点検及び開設を行う体制の整備を図る必要があります。

また、自主防災組織及び避難者による自主運営ができるよう、避難所開設・運営マニュアルの整備、物資の備蓄、避難所開設・運営に伴う研修会の実施など、支援体制の強化を検討していきます。

資料3-2 避難所開設・運営の流れ

避難所開設・運営の流れ



一次避難所（小・中学校 15校）

- ◇ 発災直後から避難できる施設として、体制を整備する。
- ◇ 開設は、避難所開設職員及び教職員が主に担当する。
- ◇ 運営は、自主防災組織及び避難者による自主運営を基本とする。
- ◇ 避難所開設職員及び教職員は、運営のサポートと本部との連絡調整を行う。
- ◇ 被災者の生活復興を支援する拠点（避難所周辺の在宅被災者を含む）として、被災者支援情報の提供や物資の支給を行う。